

一般廃棄物処理基本計画について ～一般廃棄物処理基本計画改定 の検討状況について～

東京二十三区清掃一部事務組合
総務部 企画室 企画係

平成31年3月6日



1

目次

1 一般廃棄物処理基本計画について

- (1) 一般廃棄物処理計画とは
- (2) 清掃一組の基本計画
- (3) 基本計画改定の検討組織と検討内容
- (4) 基本計画改定の基本的な考え方

2 基本計画改定の検討状況

- (1) ごみ量予測
- (2) 施設整備計画

3 おわりに

2

1 一般廃棄物処理基本計画について

(1) 一般廃棄物処理計画とは

① 計画を策定する法的根拠【廃棄物処理法 第6条第1項】

市町村は、当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(一般廃棄物処理計画)を定めなければならない。

② 計画に定める事項【廃棄物処理法 第6条第2項】

- 1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3

1 一般廃棄物処理基本計画について

(1) 一般廃棄物処理計画とは

③ 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画(一般廃棄物処理基本計画)及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画(一般廃棄物処理実施計画)があります。

1) 一般廃棄物処理**基本**計画

長期的(10~15年)な視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画
概ね5年ごとに改定

2) 一般廃棄物処理**実施**計画

基本計画に基づく年度ごとの具体的な計画
毎年度策定

4

1 一般廃棄物処理基本計画について

(2) 清掃一組の基本計画

① 23区の清掃事業の役割分担

23区の清掃事業は、23区・清掃一組・東京都が分担・連携して行っています。

清掃事業の役割分担	
23区	ごみの減量・再利用・資源化の推進 ごみ、し尿の収集・運搬 資源の回収・運搬 など
清掃一組	ごみの中間処理 し尿の下水道投入
東京都	埋立処分場でのごみの最終処分 (23区・一組からの委託)

5

1 一般廃棄物処理基本計画について

(2) 清掃一組の基本計画

◇ 清掃一組の基本計画の概要

清掃一組の基本計画は、主に23区の一般廃棄物の中間処理、し尿の下水道投入について定めています。

① 計画期間

計画期間は15年間とし、概ね5年毎に改定しています。

② 目標と施策

『循環型ごみ処理システムの推進』を目標に、「効率的で安定した中間処理体制の確保」「環境負荷の低減」などの5つの施策と15の取組を設定しています。

6

1 一般廃棄物処理基本計画について

(2) 清掃一組の基本計画

◇清掃一組の基本計画の概要

③ごみ量予測、施設整備計画

計画期間15年間の整備スケジュールを設定するため、ごみ量予測を行い、ごみの安定的かつ効率的な全量中間処理体制を確保できる計画としています。

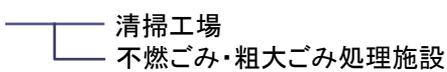
7

1 一般廃棄物処理基本計画について

(3) 基本計画改定の検討組織と検討内容

基本計画の改定は、23区との連携を図るとともに、最終処分や広域的な視点からの意見も踏まえて検討を行うために、改定検討委員会を設置し、その下に特定事項を調査検討するためのワーキンググループを設置しています。

◇主な検討内容

- ・ 現行基本計画の進捗状況の確認
- ・ 次期基本計画の目標と施策の設定
- ・ ごみ量予測
- ・ 施設整備計画 
- ・ 最終処分場の延命化
- ・ 生活排水処理基本計画

8

1 一般廃棄物処理基本計画について

(4) 基本計画改定の基本的な考え方

- ① 目標は、経営計画に基づき設定します。
- ② 計画期間は、平成32年度から平成46年度までの15年間とします。
- ③ 改定にあたっては、現行基本計画の施策の体系や取組を参考としつつ、国や東京都の施策等を踏まえるとともに、23区の基本計画の内容を十分把握した上で、以下の事項を検討します。
 - 1)ごみ量
ごみ量予測は、社会・経済情勢等の趣旨を踏まえます。
 - 2)施設整備計画
安定・効率的な処理を基本とし、財政負担の平準化も配慮します。
 - 3)最終処分量
処分量の目標は現行計画を基本とし、処分量の削減に向けた新たな取組を検討します。

9

2 基本計画改定の検討状況

(1) ごみ量予測

①長期的な予測ごみ量の位置付け

清掃一組の基本計画における長期的な予測ごみ量は、23区から発生するごみを将来にわたり安定的に中間処理を行っていくための施設整備計画の基礎となるものです。

実際に発生したごみ量がこの予測ごみ量を超過した場合は、清掃工場の焼却能力が不足するだけでなく、最終処分量の増加を招くこととなります。

基本計画の予測ごみ量は、23区が共同で処理していくうえで最低限守らなければならないごみ量です。

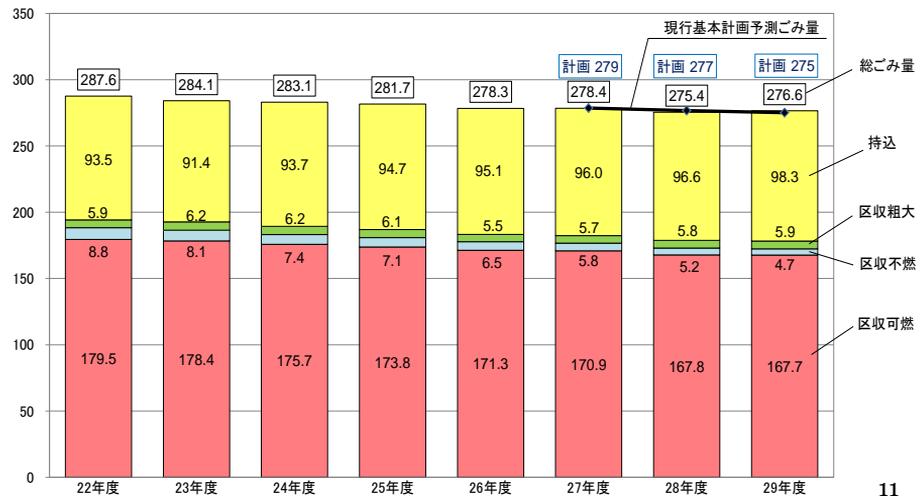
10

2 基本計画改定の検討状況

(1)ごみ量予測

① ごみ量の現状

[単位:万トン]



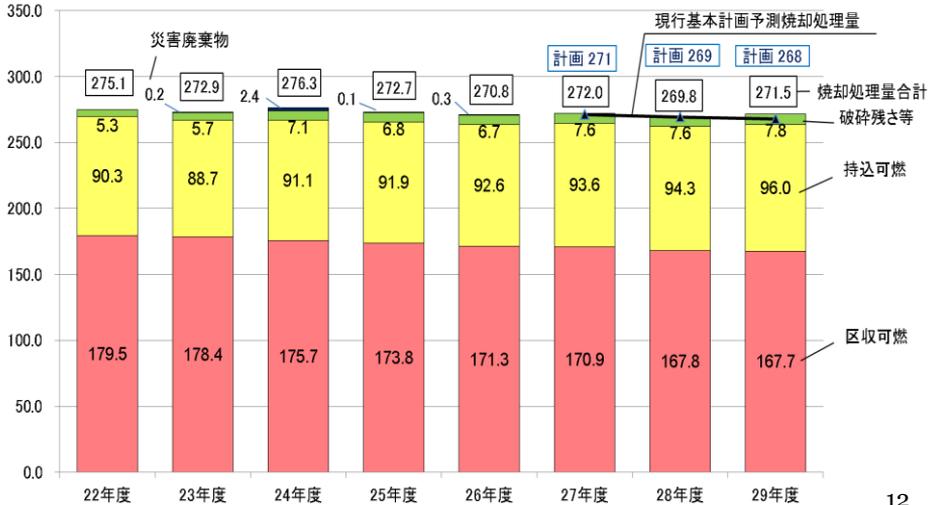
11

2 基本計画改定の検討状況

(1)ごみ量予測

② 焼却処理量の現状

[単位:万トン]



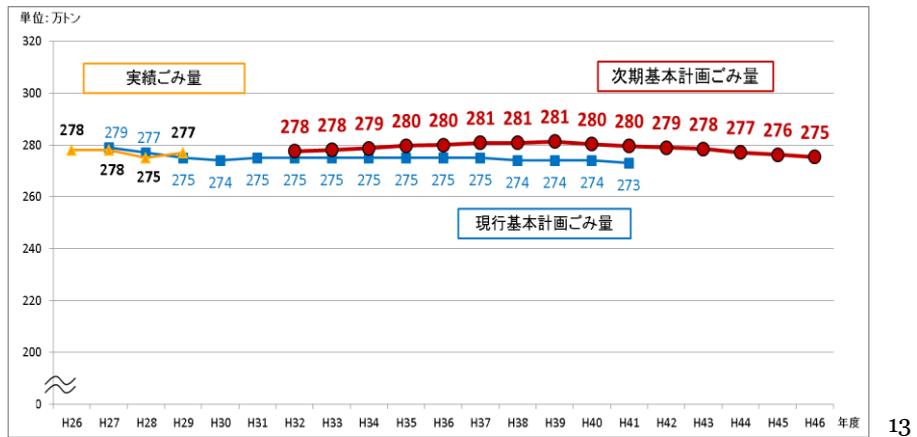
12

2 基本計画改定の検討状況

(1)ごみ量予測

③ 予測ごみ量

23区で確認した統一的な手法により、人口動態、経済動向等を基に将来のごみ量を予測しました。平成39年度以降減少傾向で推移する結果となり、現行基本計画の予測ごみ量よりも増加する予測となりました。



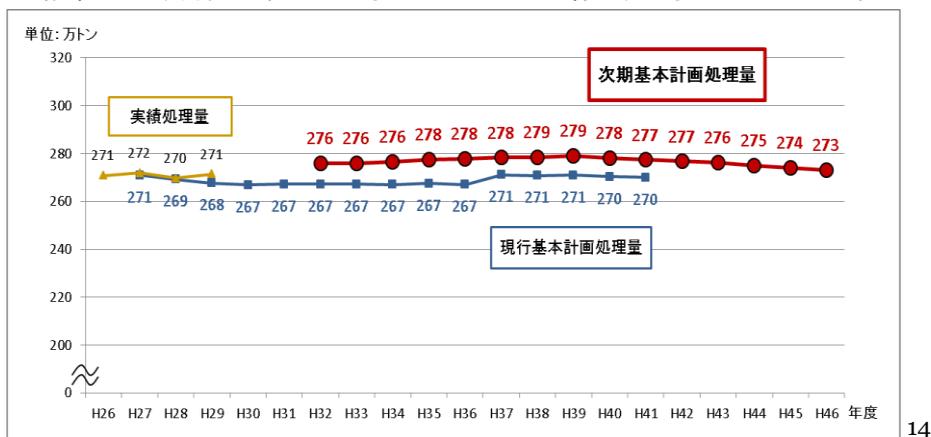
2 基本計画改定の検討状況

(1)ごみ量予測

③ 予測清掃工場処理量

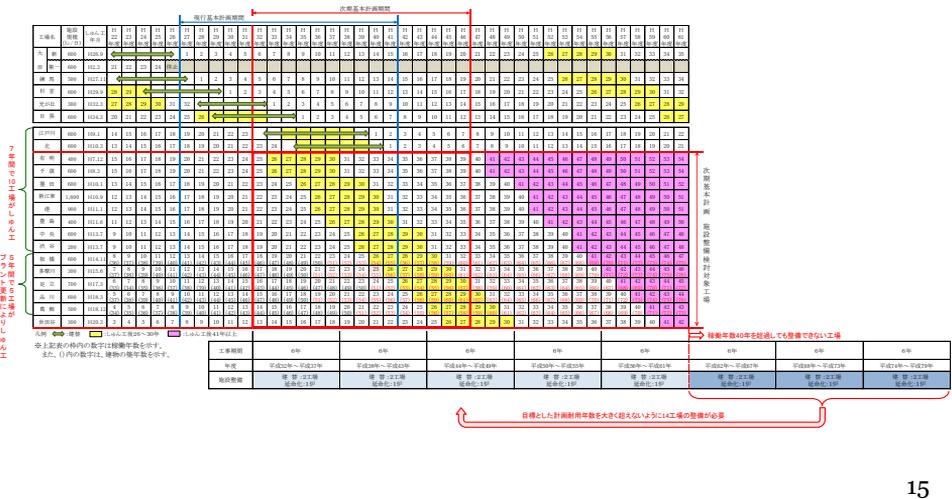
予測ごみ量を基に算出した予測清掃工場処理量です。

予測ごみ量と同様、平成39年度まで増加し、その後は減少傾向で推移する結果となり、現行基本計画の予測処理量よりも増加する予測となりました。



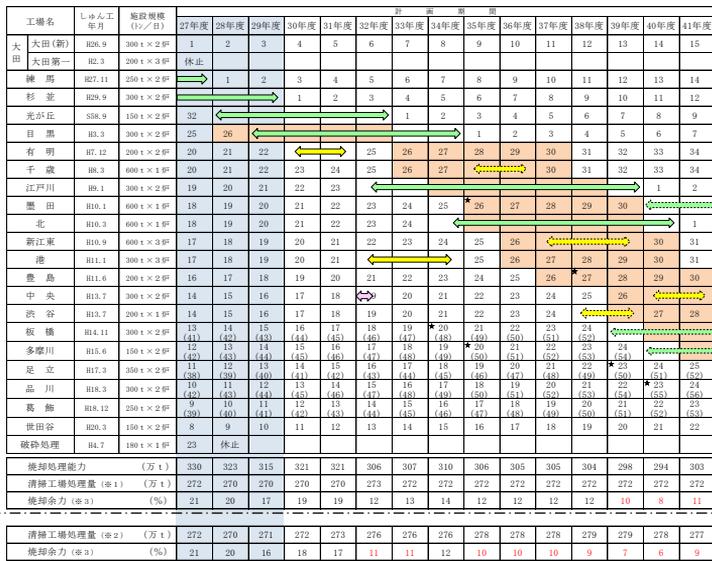
2 基本計画改定の検討状況

(2) 施設整備計画(清掃工場の稼働年数と整備時期)



2 基本計画改定の検討状況

(2) 施設整備計画(現行施設整備スケジュール)



おわりに

- 基本計画の改定は、平成31年度末を目途に、改定検討委員会にて、検討を進めていきます。
- 今後も区民の皆様には、改定検討委員会の資料、会議要録を当組合ホームページにて公開するなど、区民の皆様にご検討経過をお知らせしていきます。